

山県市認知症カフェ事業委託仕様書

本仕様書は、山県市認知症カフェ事業の実施内容及び実施方法等について定めるものとする。

1. 事業の目的

本事業は、認知症の人及びその家族、地域住民、専門職の誰もが参加し集うことができる場所として「認知症カフェ」を設置することにより、認知症になっても住み慣れた地域で安心してその人らしい尊厳ある生活ができる環境を確保するとともに、その家族の介護負担の軽減を図り、認知症の人とその家族を支える地域づくりを推進することを目的とする。

2. 利用対象者

認知症の人とその家族、地域住民、専門職員等

3. 委託期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

4. 実施場所

日常生活圏域 各1カ所

- (1) 市民が集いやすく、適切な事業運営が確保できる場所において実施する。
- (2) プライバシーに配慮したスペースを確保すること。
- (3) 開催中は、「認知症カフェ」の看板を設置し、事業の周知に努めること。

※認知症カフェの看板は任意のもので可

5. 事業内容

- (1) 認知症の人及びその家族の支援、地域住民、専門職等との交流の場の提供及び交流の促進
- (2) 認知症についての相談、情報提供、助言等の実施

6. 事業の開催回数・開催時間

認知症カフェの開催回数は月1回以上とし、開催時間は1回2時間程度とする。

7. 事業の従事者

認知症の人及びその家族からの相談に対応できる者として、介護支援専門員、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、看護師のいずれかの専門職を1名以上配置すること。また、専門職以外にも事業実施に必要な補助員を配置するものとする。

8. 事業計画の変更

事業計画を変更しようとする場合は、事前に市と協議すること。

9. 利用料金

事業の利用にかかる料金は無料とする。ただし、飲食の費用は利用者負担とする。

10. 事業完了報告

受託者は、事業完了後速やかに実施報告書を市長に提出するものとする。

11. 委託料

- (1) 委託料は、1回実施あたり、14,520円（消費税及び地方消費税を含む。）とし、年額200,000円を上限とする。
- (2) 受託者は、市の指定する方法により委託料を請求するものとする。
- (3) 市は受託者による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に委託料を支払うものとする。

12. 調査

市は、必要があると認めたときは、事業の実施状況その他必要な事項について受託者に報告を求め、又は調査することができる。

13. 再委託の禁止

受託者は、事業の全部を第三者に再委託してはならない。

14. 個人情報の保護

受託者は、個人情報保護に関する法令等を遵守し、参加者の個人情報やプライバシーの尊重、保護に万全を期すること。

また正当な理由がなく、その事業に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

15. 安全管理体制

受託者は、利用者の安全を十分に考慮した管理体制を整えるとともに、飲食を提供する際の衛生管理には十分留意するものとする。

16. 苦情及び事故発生時の対応

- (1) 受託者は、利用者の苦情に対し、迅速かつ丁寧な対応により円満な解決を図るよう努め、必要により市長に報告するものとする。
- (2) 受託者は、利用者に対するサービスの提供に関して、受託者の責に帰すべき事由により事故が発生した場合は、その経過及び結果を速やかに市長に書面で報告するとともに、利用者に対して損害賠償等を行うものとする。
- (3) 受託者は、万一、食中毒が発生した場合は、市長及び保健所に速やかに報告するとともに、適切な対応を行わなければならない。

17. その他

本仕様書に定めのない事項については、その都度、山口市と受託者が協議し、決定するものとする。